

## 大阪市立大学医学部附属病院の診療費等に関する規則

(平成18年4月1日規程第20号)

### (目的)

第1条 この規則は、大阪市立大学医学部附属病院（以下「病院」という。）における診療並びに診療に係る使用料及び手数料の額及び徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

### (診療券)

第2条 病院において診療を受けようとする者は、診療券を請求しなければならない。  
2 前項の診療券の交付を受けた者は、病院長の定める手続に従い、診療を受けなければならない。

### (使用料)

第3条 病院において診療を受ける者の入院料、手術料、投薬料その他の使用料は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59条）、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第99号）又は「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法」（平成4年環境庁告示第40号）により算定した額（その診療について消費税及び地方消費税を課される場合においては、当該額に100分の105を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））とする。ただし、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる診療に係る使用料は、当該算定した額に100分の150を乗じて得た額とする。  
2 前項の規定により算定し難い使用料（次項に定める入院料加算額を除く。）は、別表のとおりとする。ただし、これにより難いものについては、その都度公立大学法人大阪市立大学理事長（以下「理事長」という。）が定める。  
3 前2項の規定にかかわらず、入院料加算額は、1日について、次表のとおりとする。

病室の区分	病室の提供について消費税及び地方消費税を課される場合		病室の提供について消費税及び地方消費税を課されない場合	
	大阪市の住民	その他の者	大阪市の住民	その他の者
特別個室A	31,500円	37,800円	30,000円	36,000円
特別個室B	21,000円	25,200円	20,000円	24,000円
一般個室	10,500円	12,600円	10,000円	12,000円
外科特別個室	26,250円	31,500円	25,000円	30,000円
準個室	3,150円以内		3,000円以内	

(手数料)

第4条 病院における診断書、検案書又は証明書の発行に係る手数料は、次のとおりとする。

- (1) 既往症、経過現症又は診断結果の詳細を記載するもの 1通 3,150円から5,250円まで
  - (2) 既往症、経過現症又は診断結果の概要を記載するもの 1通 2,100円から3,150円まで
  - (3) その他簡易なもの 1通 1,050円から2,100円まで
- 2 診断書、検案書又は証明書に記載された事項に関し当該患者又はその保護者以外の第三者が医師と面談を行った場合は、面談料として、1件につき、5,250円を徴収する。
- 3 特別の事情のため前2項により難しいもの手数料は、理事長が別に定める。

(使用料又は手数料の納付)

第5条 使用料(入院料を除く。)又は手数料は、これを前納しなければならない。ただし、次の各号の1に該当する場合は、これを後納させることがある。

- (1) 診療した後でなければ料金を算定し難い場合
- (2) 応急の診療を必要とし料金を前納させ難い場合
- (3) その他理事長が料金を前納し難い事情があると認める場合

(入院料の納付)

第6条 前条の規定にかかわらず、入院料は、一括して理事長の指定する日までに納付しなければならない。

- 2 入院料を納付した後、当該患者が退院又は死亡したときは、その翌日分以後に相当する既納の入院料は還付する。

(使用料又は手数料の減免)

第7条 次の各号の1に該当し、かつ、当該患者又はその保護者が申請した場合は、使用料又は手数料を減免させることがある。

- (1) 校費患者となった者
- (2) 公費の援助を受けている者
- (3) その他理事長が必要と認める者

2 前項の規定により使用料又は手数料を減免する場合でも、法令、規則、規約その他の規定により療養費の支給を受ける者に対しては、所定の使用料又は手数料を徴収する。ただし、療養費の額が所定の額に達しないときは、その額に止める。

(料金の追徴)

第8条 虚偽の申立により、使用料又は手数料の減免を受けたことが判明した場合は、減免分の使用料又は手数料を追徴する。

(診療の拒否及び退院命令)

第9条 病院長は、次の各号の1に該当する場合は、診療を拒否し、又は退院を命ずることがある。

- (1) 診療定員に達した場合
- (2) 使用料又は手数料を滞納した場合
- (3) 前号のほかこの規則その他病院に関する規定に違反した場合
- (4) 病院の診療科において診療するものでない場合
- (5) その他病院長が必要と認める場合

(診療契約)

第10条 理事長が必要と認める場合には、健康保険法、船員保険法、労働者災害補償保険法による保険者その他これに準ずる団体（以下「保険者等」という。）の委託を受け、その被保険者又は団体員及びその家族の診療を行うことがある。

2 前項の規定により診療を受けようとする者は、その保険者等が発行する所属員又はその家族であることその他必要な事項を記載した証票を提示しなければならない。

3 第1項の規定により診療を受ける者に対する使用料及び手数料は、法令又は公立大学法人大阪市立大学と保険者等が締結する契約の定めるところによる。

(施行の細則)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、理事長に合議のうえ、病院長が定める。

#### 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月7日規程第164号）

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成18年9月14日規程第167号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年10月23日規程第169号）

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成18年11月29日規程第176号）

この規則は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（平成19年2月16日規程第1号）

この規則は、平成19年3月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日規程第17号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月10日規程第69号）

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成19年7月26日規程第73号）

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成19年9月25日規程第74号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規程第35号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月31日規程第63号）

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日規程第78号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年7月31日規程第88号）

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成20年8月29日規程第91号）

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日規程第97号）

1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に係る使用料は、なお従前の例による。

附 則（平成21年1月30日規程第3号）

この規則は、平成21年2月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規程第69号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月30日規程第93号）

この規則は、平成22年5月1日から施行する。

附 則（平成22年9月30日規程第116号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	使用料
他の医療機関等からの文書による紹介によらずに初診を受けた者（緊急の必要その他やむを得ない事情があると理事長が認める者を除く。）に係る初診料加算額	2,620円（その診療について消費税及び地方消費税を課されない場合においては、2,500円）
門脈圧亢進症に対する経頸静脈肝内門脈大循環短絡術（内視鏡的治療若しくは薬物治療抵抗性の食道静脈瘤又は胃静脈瘤、門脈圧亢進症性胃腸症、難治性腹水又は難治性肝性胸水に係るものに限る。）	1回 555,400円
骨髄細胞移植による血管新生療法（閉塞性動脈硬化症又はバージャー病（従来の治療法に抵抗性のもので、フォンタン分類Ⅲ度又は同分類Ⅳ度のものに限る。）に係るものに限る。）	1回 234,300円
末梢血単核球移植による血管再生治療（慢性閉塞性動脈硬化症又はバージャー病（従来の内科的治療又は外科的治療が無効であるもの限り、三年以内の悪性新生物の既往又は未治療の糖尿病性網膜症のあるものを除く。）に係るものに限る。）	1回 139,000円
超音波骨折治療法（四肢の骨折（治療のために手術中に行われるものを除く。）のうち、観血的手術を実施したもの（開放骨折又は粉碎骨折に係るものを除く。）に係るものに限る。）	1回 125,000円
フェニルケトン尿症の遺伝子診断（フェニルケトン尿症、高フェニルアラニン血症又はビオプリテン反応性フェニルアラニン水酸化酵素欠損症に係るも	1回 30,000円

のに限る。)	
培養細胞による先天性代謝異常診断 (先天性代謝異常(ライソゾーム病に限る。)に罹患する可能性の高い胎児もしくは新生児又は先天性代謝異常(ライソゾーム病に限る。)が疑われる小児に係るものであって、酵素補充療法による治療が出来ないものに限る。)	1回 56,000円
マイクロ波子宮内膜アブレーション (機能性及び器質性過多月経(ただし、妊孕性の温存が必要な場合又は子宮内膜がん、異型内膜増殖症その他の悪性疾患及びその疑いがある場合を除く。)であって、子宮壁厚十ミリメートル以上の症例に係るものに限る。)	1回 77,100円
大腸腫瘍に対する内視鏡的粘膜下層剥離術(早期大腸がん(EMR(内視鏡的粘膜切除術をいう。以下同じ。))では一括切除が困難な二センチメートル以上の病変であって、拡大内視鏡診断又は超音波内視鏡診断による十分な術前評価の結果、根治性が期待できるものに限る。)又は腺腫(EMRを実施した際の病変の挙上不良なもの又はEMRを実施した後に遺残又は再発したものであってEMRでは切除が困難な一センチメートル以上の病変のものに限る。)に係るものに限る。)	1回 148,700円
腫瘍性骨病変及び骨粗鬆症に伴う骨脆弱性病変に対する経皮的骨形成術(転移性脊椎骨腫瘍、骨粗鬆症による脊椎骨折又は難治性疼痛を伴う椎体圧迫骨折若しくは臼蓋骨折に係るものに限る。)	1回 68,700円
カフェイン併用化学療法(骨肉腫、悪 <sup>しゅ</sup>	1回 10,500円

性線維性組織球腫、滑膜肉腫又は明細 胞肉腫その他の骨軟部悪性腫瘍に係る ものに限る。)	
胸部悪性腫瘍に対するラジオ波焼灼療法 （胸部悪性腫瘍（従来の外科的治療 法の実施が困難なもの又は外科的治療 法の実施により根治性が期待できない ものに限る。）に係るものに限る。）	1回 98,900円
腎悪性腫瘍に対するラジオ波焼灼療法 （腎悪性腫瘍（従来外科的治療法の 実施が困難なもの又は外科的治療法の 実施により根治性が期待できないもの に限る。）に係るものに限る。）	1回 101,800円
骨腫瘍のCT透視ガイド下経皮的ラジ オ波焼灼療法（転移性骨腫瘍で既存の 治療法により制御不良なもの）	1回 131,200円
骨腫瘍のCT透視ガイド下経皮的ラジ オ波焼灼療法（類骨腫（診断の確実な もの限る））	1回 140,100円
分べん料（1児につき）	大阪市の住民 平日（深夜以外） 1回 180,000円 平日（深夜）・休日 1回 240,000円 その他の者 平日（深夜以外） 1回 210,000円 平日（深夜）・休日 1回 282,000円
美容・レーザー外来	脱毛 100cm <sup>2</sup> 未満 1回 10,500円 2回以降 8,400円 100cm <sup>2</sup> ～300cm <sup>2</sup> 未満 1回 15,750円 2回以降 12,600円 300cm <sup>2</sup> ～500cm <sup>2</sup> 未満 1回 21,000円

	<p>2回以降 16,800円</p> <p>しみ・そばかす</p> <p>1cm<sup>2</sup>未満 10,500円</p> <p>1cm<sup>2</sup>～2cm<sup>2</sup>未満 15,750円</p> <p>2cm<sup>2</sup>以上 21,000円</p> <p>ほくろ</p> <p>7mm未満 5,250円</p> <p>7mm以上 10,500円</p> <p>その他</p> <p>10cm<sup>2</sup>未満 10,500円</p> <p>10cm<sup>2</sup>～100cm<sup>2</sup>未満 21,000円</p> <p>100cm<sup>2</sup>～200cm<sup>2</sup>未満 42,000円</p> <p>リハビリメイク</p> <p>対面式A 2時間 12,600円</p> <p>グループ形式 2時間 10,500円</p> <p>対面式B</p> <p>初回 1時間 7,350円</p> <p>2回目以降 1時間 5,250円</p> <p>診察料（リハビリメイクを除く）</p> <p>1回につき 1,050円</p>
子宮頸癌ワクチン	<p>初回（コンサルティングのみ）</p> <p>4,000円</p> <p>接種（1回につき） 14,000円</p>
造血細胞移植前相談料	<p>1回 60分以内 10,500円</p>
セカンドオピニオン外来（他の医療機関を受診している患者又はその家族が治療方法等に係る医師の意見を聴くための外来をいう。）に係る医師所見料	<p>1件 31,500円</p>

備考

- 1 「診療時間内」とは、午前9時から午後5時15分までをいう。
- 2 「深夜」とは、午後10時から翌日の午前6時までをいう。
- 3 「休日」とは、次に掲げる日をいう。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）